

目次

- 第1章 総則（第1条）
 - 第2章 組織等評価（第2条 - 第8条）
 - 第3章 教員の個人評価（第9条 - 第17条）
 - 第4章 認証評価（第18条）
 - 第5章 大学評価委員会（第19条 - 第28条）
 - 第6章 部局等における評価委員会（第29条）
 - 第7章 雑則（第30条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第8条の規定に基づき実施する組織等評価（教員の個人評価を除く自己点検，自己評価，検証，評価結果の公表及び評価結果に基づく改善等をいう。以下同じ。），長崎大学（以下「本学」という。）の教員個人の活動状況について自律的かつ定期的な点検・評価（以下「個人評価」という。）及び文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 組織等評価

（組織等評価の実施）

第2条 組織等評価の実施は、自己点検を行い、現状の課題と問題点を自己評価し、改善への具体的取り組みを行うことを考慮して、概ね5年に一度実施するものとする。

2 組織等評価は、評価項目ごとに、現状把握、現状分析・評価、評価結果に基づく改善項目及び改善方策の策定を行うものとする。

3 組織等評価については、その手法、基準及び評価結果の妥当性についての検証（本学の職員以外の者による検証を含む。）を併せて行うものとする。

（組織等評価の対象）

第3条 組織等評価は、次に掲げる部局等を対象として行い、これを全学的に取りまとめるものとする。

(1) 各学部

- (2) 各研究科
- (3) 熱帯医学研究所
- (4) 医学部・歯学部附属病院
- (5) 附属図書館
- (6) 保健管理センター及び学内共同教育研究施設（以下「学内共同教育研究施設等」という。）
- (7) 事務局

2 前項の組織等評価の実施に当たっては、必要に応じ、学科（課程）、専攻、講座等を評価の単位とすることができる。

3 組織等評価は、組織全体の評価を行うために、個人データの収集を実施し、その収集結果を利用することができる。

（組織等評価の対象領域等）

第4条 組織等評価は、教育、学術・研究、組織運営、社会貢献及び施設の5領域を対象とし、領域ごとに次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 教育の領域

- ア 本学、学部、研究科等の教育目標に関する事項
- イ 本学、学部、研究科等の教育活動に関する事項
- ウ 学生の入学、卒業等に関する事項
- エ 教育環境に関する事項
- オ 学生の国際交流に関する事項
- カ その他学生の教育に関する事項

(2) 学術・研究の領域

- ア 学術・研究活動(個人評価に係るものを除く。)に関する事項
- イ 研究環境に関する事項
- ウ 教員の国際交流に関する事項
- エ その他教員の研究に関する事項

(3) 組織運営の領域

- ア 教育研究組織の管理運営に関する事項
- イ 本学、部局等の財政に関する事項
- ウ その他本学の組織運営に関する事項

(4) 社会貢献の領域

- ア 地域社会への貢献に関する事項
- イ 大学開放に関する事項

ウ その他社会貢献に関する事項

(5) 施設の領域

ア 施設，設備等の現状に関する事項

イ 施設，設備等の有効活用に関する事項

ウ その他施設，設備等に関する事項

2 前項に掲げる事項の具体的な評価項目は，第19条に規定する長崎大学大学評価委員会（以下「大学評価委員会」という。）が別に定める。

3 組織等評価の評価領域及び評価項目については，大学評価委員会の議を経て，前条第1項各号に掲げる部局等から特定の部局等を除くことができる。

（学生からの意見聴取）

第5条 大学評価委員会及び第29条に規定する部局評価委員会（以下「部局評価委員会」という。）は，組織等評価の実施に際し，評価項目によっては学生の意見を聴取できるものとする。

（評価結果の公表）

第6条 組織等評価の結果は，文書冊子，電子媒体等により，公表するものとする。

（評価結果の利用）

第7条 学長及び部局等の長は，第2条第2項により策定された改善項目の改善及び改善方策の実施に努めるとともに，評価結果を本学及び部局等のより一層の活性化を促すために積極的に利用するものとする。

（評価結果の改善検証）

第8条 大学評価委員会及び部局評価委員会は，前条の改善項目及び改善方策について，改善のための一定の期間を設け，その達成状況の検証を行うものとする。

第3章 教員の個人評価

（個人評価の実施）

第9条 個人評価の実施は，本学の教育・研究などの諸活動の一層の向上を図り，もって本学の理念の実現を図ることを目的とするため，5年ごとに実施するものとする。

（個人評価の対象）

第10条 個人評価の対象とする教員は，本学の教授，助教授，専任の講師及び助手とする。

（個人評価に係る組織）

第11条 個人評価に係る組織は，次に掲げるとおりとする。

(1) 教員（被評価者）

(2) 部局長等（次号の部局等の長をいう。以下同じ。）

(3) 部局等（各学部，各研究科，熱帯医学研究所，学内共同教育研究施設等をいう。以下同じ。）に設置する評価委員会

(4) 全学段階に設置する大学評価委員会

(5) 学長

2 前項第3号の部局評価委員会に、必要に応じ、当該部局等以外の者を外部委員として加えることができる。

(個人評価の領域)

第12条 個人評価は、教員の活動を教育、学術・研究、組織運営及び社会貢献の4領域に分類し、それぞれの領域における活動について幅広く行う。

(個人評価の方法等)

第13条 個人評価は、原則として、評価される教員が自ら作成した資料に基づき行う。

2 個人評価は、前条に規定する4領域ごとにそれぞれ5段階領域評価を行い、さらにその合計点(最高点20点)を基に、5段階総合評価を行う。

3 個人評価の評価基準、評価項目その他の個人評価の実施方法については、長崎大学における教員の個人評価に関する実施基準(以下「個人評価実施基準」という。)の定めるところによる。

(評価基準及び評価項目)

第14条 部局等の教員の個人評価に係る評価基準及び評価項目は、個人評価実施基準により、部局長等が別に定める。

2 大学評価委員会は、全学的視野に立って、部局等で定めた個人評価の評価基準、評価項目等について、部局等による不均衡を調整する。

(意見の聴取)

第15条 学長及び部局長等は、個人評価の実施に当たって、必要に応じて評価される教員の意見を聴取する機会を設けるように配慮するものとする。

(評価結果の利用)

第16条 学長及び部局長等は、評価の結果を教員の諸活動の活性化を促すために利用するものとする。

2 学長及び部局長等は、特に高い評価を受けた教員に対し、その活動の一層の向上を促すための適切な措置をとるものとする。

3 学長及び部局長等は、その活動が十分でないとして評価された教員に対して、その理由を調査し、活動状況の改善について、適切な指導及び助言を行うものとする。

4 学長及び部局長等は、個人評価の結果を集計し、総合的に分析し、本学又は部局等の活動の現状を把握し、本学の理念の実現のために積極的に利用するものとする。

(評価結果の公表)

第17条 教員個人に係る評価の結果は、個人情報として取扱い、原則として公表しない。

2 教員がまとめた年間業績については、学部、学科等の単位でまとめ、適当な方法で公表することに努めるものとする。

3 学長及び部局長等は、前条第4項による集計及び分析の結果並びに本学又は部局等の活動の現状について、公表するものとする。

第4章 認証評価

(認証評価の実施)

第18条 認証評価については、学校教育法(昭和22年法律第26号)その他認証評価機関が定める実施方針等に従い実施するものとする。

第5章 大学評価委員会

(大学評価委員会の設置)

第19条 本学に、組織等評価の実施、個人評価の実施及び認証評価に係る本学としての対応を行うため長崎大学大学評価委員会を置く。

(任務)

第20条 大学評価委員会は、次に掲げる事項を企画し、実施する。

- (1) 組織等評価及び個人評価に係る基本方針の策定に関する事項
- (2) 認証評価機関による本学の評価に関する事項
- (3) 評価結果の総合的分析及び取りまとめに関する事項
- (4) 評価結果の公表に関する事項
- (5) 評価結果に基づく学長への改善方策の提言に関する事項
- (6) 改善の達成度の検証に関する事項
- (7) その他組織等評価、個人評価及び認証評価に関し必要な事項

2 大学評価委員会は、全学的な組織等評価等の実施について、必要に応じ、全学的に組織された各種学内委員会に付託することができる。

3 大学評価委員会は、次に掲げる場合について、経営協議会及び教育研究評議会に報告しなければならない。

- (1) 第1項第1号による基本方針の策定又は変更をしたとき。
- (2) 第1項第3号による評価結果の取りまとめを行ったとき。
- (3) 第1項第4号による評価結果を公表するとき。
- (4) 第1項第6号による検証の結果が明らかになったとき。

(組織)

第21条 大学評価委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 第29条に規定する部局評価委員会の委員長

- (3) 事務局の各部長
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 委員は、学長が任命する。

(任期)

第22条 前条第1項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第23条 大学評価委員会に委員長を置き、第21条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、大学評価委員会を招集し、その議長となる。

3 大学評価委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第24条 大学評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 大学評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第25条 委員長が必要と認めたときは、大学評価委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第26条 委員長は、必要に応じ、大学評価委員会に関係職員を出席させることができる。

(専門委員会)

第27条 大学評価委員会に、必要に応じ、特定の事項について専門的に調査・検討させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の任務、組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第28条 大学評価委員会の事務は、総務部企画課において処理する。

第6章 部局等における評価委員会

(部局評価委員会)

第29条 部局等ごとに、部局等における組織等評価、個人評価及び認証評価を実施するため、部局評価委員会を置く。この場合において、関連の学部と研究科が一体となって組織等評価、個人評価及び認証評価を実施することが適当である場合には、一の部局評価委員会とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、学内共同教育研究施設等に置く部局評価委員会については、すべての学内共同教育研究施設等を対象とする一の部局評価委員会を置き、組織等評価、個人評価

及び認証評価を実施するものとする。

3 部局等の部局評価委員会に関し必要な事項は、部局等ごとに別に定める。

第7章 雑則

(補則)

第30条 この規則に定めるもののほか、組織等評価、個人評価及び認証評価の実施の細部に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。